

令和4年

上尾市教育委員会第1回臨時会 議案

議 案 名

議案第 3 号	令和 3 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出 について -----	1
議案第 4 号	令和 4 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出につ いて -----	6
議案第 5 号	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係 る意見の申出について -----	1 4
議案第 6 号	上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制 定に係る意見の申出について -----	1 6
議案第 7 号	上尾市不登校対策推進委員会条例の制定に係る意見の 申出について -----	1 9
議案第 8 号	教育委員会委員の辞職の同意について -----	2 2

【 白紙 】

議案第 3 号

令和 3 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和 3 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 2 月 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 歳入補正（教育関係）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
16 県支出金	2 県補助金	△500 千円	21,934 千円	21,434 千円
17 財産収入	1 財産運用収入	2 千円	1 千円	3 千円
22 市債	1 市債	△148,000 千円	1,019,200 千円	871,200 千円

2 歳出補正（教育費）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	1 教育総務費	△48,795 千円	1,112,118 千円	1,063,323 千円
	2 小学校費	△106,933 千円	1,613,238 千円	1,506,305 千円
	3 中学校費	△39,421 千円	942,937 千円	903,516 千円
	5 社会教育費	△55,801 千円	891,158 千円	835,357 千円
	6 保健体育費	△94,060 千円	1,783,426 千円	1,689,366 千円
	計	△345,010 千円	6,342,877 千円	5,997,867 千円

3 繰越明許費補正（教育費）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	2 小学校費	4,323 千円	80,080 千円	84,403 千円
事業名：小学校管理運営事業				

提案理由

令和3年度上尾市一般会計補正予算（第14号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
学校施設更新計画推進事業	△21,937
12委託料	△21,937
小学校管理運営事業	△102,248
12委託料	△8,581
14工事請負費	△92,411
17備品購入費	△726
18負担金、補助及び交付金	△530
小学校コンピュータ整備事業	△4,685
12委託料	△1,443
13使用料及び賃借料	△1,118
17備品購入費	△2,124
中学校管理運営事業	△37,994
12委託料	△3,858
14工事請負費	△32,032
18負担金、補助及び交付金	△2,104
中学校コンピュータ整備事業	△1,427
13使用料及び賃借料	△708
17備品購入費	△719

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名	補正額
学校施設開放(生涯学習)事業	△3,003
12委託料	△3,003
文化芸術振興事業	2
24積立金	2
放課後子供教室運営事業	△750
7報償費	△750
公民館管理運営事業	△6,700
14工事請負費	△6,700

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名	補正額
スポーツ大会・教室等開催事業	△3,939
24積立金	△3,939
スポーツ活動推進事業	△2,792
1報酬	△2,792
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	△607
18負担金、補助及び交付金	△607
屋外スポーツ施設管理運営事業	△15,547
12委託料	△746
16公有財産購入費	△14,801

● 図書館

(単位：千円)

事業名	補正額
図書館運営事業	△41,722
10需用費	△2,670
12委託料	△38,027
17備品購入費	△1,025
図書館施設管理事業	△3,628
12委託料	△2,306
14工事請負費	△1,322

● 指導課

(単位：千円)

事業名	補正額
指導方法改善事業	△7,260
10需用費	△7,260
音楽会等開催事業	△657
12委託料	△614
18負担金、補助及び交付金	△43
児童生徒体力向上推進事業	△2,118
12委託料	△2,118
中学生社会体験チャレンジ事業	△653
10需用費	△350
11役務費	△303

(単位：千円)

事業名	補正額
いじめ対策等生徒指導推進事業	△1,844
11 役務費	△1,844
英語教育推進事業	△14,326
12 委託料	△14,326

● 学校保健課

(単位：千円)

事業名	補正額
教職員健康管理事業	△8,451
11 役務費	△7,456
12 委託料	△995
学校環境衛生検査事業	△2,603
10 需用費	△2,603
準要保護児童生徒給食費援助事業	△5,955
19 扶助費	△5,955

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名	補正額
調理場備品等整備事業	△7,832
14 工事請負費	△7,832
中学校給食調理業務委託事業	△46,334
12 委託料	△46,334

議案第 4 号

令和 4 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和 4 年度上尾市一般会計予算について、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 2 月 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 歳入予算（教育関係）

款	項	令和 4 年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
14 使用料及び手数料	1 使用料	20,943 千円	22,366 千円	△1,423 千円
15 国庫支出金	2 国庫補助金	11,008 千円	8,879 千円	2,129 千円
	3 委託金	0 千円	0 千円	0 千円
16 県支出金	2 県補助金	21,986 千円	26,022 千円	△4,036 千円
17 財産収入	1 財産運用収入	13 千円	11 千円	2 千円
18 寄附金	1 寄附金	1 千円	1 千円	0 千円
19 繰入金	1 基金繰入金	2,335 千円	675 千円	1,660 千円
21 諸収入	3 貸付金元利収入	5,964 千円	6,946 千円	△982 千円
	6 雑入	14,188 千円	5,260 千円	8,928 千円
22 市債	1 市債	686,500 千円	1,019,200 千円	△332,700 千円

2 歳出予算（教育費）

款	項	令和 4 年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
9 教育費	1 教育総務費	1,150,003 千円	1,109,266 千円	40,737 千円
	2 小学校費	1,501,102 千円	1,449,016 千円	52,086 千円
	3 中学校費	702,020 千円	883,389 千円	△181,369 千円
	4 幼稚園費	516 千円	30,578 千円	△30,062 千円
	5 社会教育費	751,336 千円	823,349 千円	△72,013 千円
	6 保健体育費	1,537,259 千円	1,726,635 千円	△189,376 千円
	合計		5,642,236 千円	6,022,233 千円

提案理由

令和4年度上尾市一般会計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別予算額 (職員人件費を除く)

● 教育総務課

(単位: 千円)

事業名		令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育委員会運営事業	4,637	4,636	1
2	教育委員会事務局事業	1,964	2,013	△49
3	市費学校職員健康診断事業	432	424	8
4	学校環境美化推進事業	72,234	71,457	777
5	入学準備金・奨学金貸付事業	5,484	6,464	△980
	教育振興基本計画策定事業	0	320	△320
6	学校施設更新計画策定事業	22,543	0	22,543
	学校施設更新計画推進事業	0	22,342	△22,342
7	小学校管理運営事業	1,105,790	1,064,173	41,617
8	小学校コンピュータ整備事業	307,319	311,156	△3,837
9	緑のカーテン整備事業	597	0	597
10	小学校図書整備事業	15,547	15,536	11
11	小学校教育教材整備事業	15,992	15,938	54
12	中学校管理運営事業	459,135	651,085	△191,950
13	中学校コンピュータ整備事業	140,313	149,755	△9,442
14	中学校図書整備事業	11,870	11,833	37
15	中学校教育教材整備事業	12,066	12,016	50
16	幼稚園管理運営事業	516	1,537	△1,021

● 生涯学習課

(単位：千円)

	事業名	令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,030	1,042	△12
2	社会教育委員会議運営事業	240	240	0
3	生涯学習指導者活動推進事業	323	273	50
4	社会教育団体等補助事業	608	548	60
5	家庭教育推進事業	257	144	113
6	成人式事業	1,907	1,179	728
7	学校施設開放(生涯学習)事業	3,139	3,235	△96
8	文化芸術振興事業	752	677	75
9	美術展覧会事業	1,585	0	1,585
10	市民音楽祭事業	983	0	983
11	上尾市ギャラリー管理運営事業	18,165	18,222	△57
12	大学等との連携による生涯学習推進事業	247	100	147
13	放課後子供教室運営事業	2,943	2,963	△20
14	生涯学習課一般事務費	137	121	16
15	公民館講座事業	2,782	2,466	316
16	公民館管理運営事業	106,972	126,866	△19,894
17	公民館運営審議会運営事業	174	174	0
18	人権教育集会所運営事業	1,135	971	164
19	人権教育集会所管理事業	9,426	8,648	778
20	文化財調査・保存事業	1,035	1,521	△486
21	文化財保護審議会運営事業	114	114	0
22	埋蔵文化財調査事業	3,525	2,809	716
23	文化財保護啓発事業	918	913	5
22	「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業	270	454	△184
23	歴史資料調査事業	1,214	1,651	△437
24	市史担当分室及び資料室管理事業	217	276	△59

● 図書館

(単位：千円)

	事業名	令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	図書館運営事業	182,161	232,420	△50,259
2	図書館施設管理事業	33,149	47,268	△14,119
3	図書館資料整備事業	35,304	33,026	2,278
4	視聴覚ライブラリー事業	379	391	△12
5	子どもの読書活動支援センター運営事業	1,952	1,228	724
6	ブックスタート事業	2,434	982	1,452
7	セカンドブック事業	3,610	1,907	1,703

● スポーツ振興課

(単位：千円)

	事業名	令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	スポーツ推進審議会運営事業	188	188	0
2	スポーツ大会・教室等開催事業	48,417	19,564	28,853
3	学校施設開放(スポーツ振興)事業	2,965	3,159	△194
4	スポーツ活動推進事業	4,570	5,015	△445
5	スポーツ交流事業	649	0	649
	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	0	38,263	△38,263
6	スポーツ振興課一般事務費	834	367	467
7	屋外スポーツ施設管理運営事業	25,412	133,899	△108,487
8	市民体育館管理運営事業	75,792	61,138	14,654

● 学務課

(単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	通学区域検討事業	114	114	0
2	教職員人事及び就学事務事業	3,720	3,986	△266
3	通学区見直し区域登下校サポート事業	151	173	△22
4	教育関係団体振興推進事業	1,867	1,905	△38
5	外国人学校児童生徒保護者補助事業	168	288	△120
6	小・中学校業務改善支援事業	32,234	0	32,234
7	小学校就学援助費補助事業	48,508	36,400	12,108
8	小学校特別支援教育就学奨励事業	7,349	5,813	1,536
9	中学校特別支援学級設置事業	27,609	14,663	12,946
10	中学校就学援助費補助事業	38,568	32,817	5,751
11	中学校特別支援教育就学奨励事業	4,568	3,260	1,308

● 指導課

(単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,271	1,177	94
2	学校教育支援事業	3,201	3,006	195
3	教科用図書等整備事業	7,644	7,794	△150
4	指導方法改善事業	51,795	53,969	△2,174
5	音楽会等開催事業	2,044	767	1,277
6	中学校部活動支援事業	3,741	3,661	80
7	児童生徒体力向上推進事業	5,552	5,129	423
8	特別支援教育推進事業	236	243	△7
9	中学生社会体験チャレンジ事業	695	703	△8
10	いじめ対策等生徒指導推進事業	7,685	7,547	138
11	学力向上支援事業	12,545	8,152	4,393
12	幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業	244	144	100
13	コミュニティ・スクール推進事業	1,811	1,806	5
14	英語教育推進事業	137,836	137,836	0
15	学校家庭連携推進事業	3,107	1,188	1,919
16	指導課一般事務費	150	167	△17

● 教育センター

(単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育センター管理運営事業	577	627	△50
2	さわやか相談室運営事業	167	168	△1
3	不登校対策事業	1,036	731	305
4	教育相談事業	242	239	3
5	就学支援委員会運営事業	480	480	0
6	いじめ根絶対策事業(相談事業)	146	136	10

● 学校保健課

(単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
	幼稚園環境衛生検査及び健康診断事業	0	364	364
1	要保護児童生徒医療費援助事業	134	149	△15
2	学校健康診断及び健康管理事業	82,268	81,310	958
3	教職員健康管理事業	20,887	23,937	△3,050
4	学校環境衛生検査事業	15,865	16,318	△453
5	保健室管理運営事業	4,304	4,444	△140
6	児童生徒安全推進事業	20,398	22,012	△1,614
7	学校安全パトロール事業	4,153	4,959	△806
8	通学路安全対策事業	1,000	1,800	△800
9	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	1,763	0	1,763
10	学校保健課一般事務費	749	879	△130
	準要保護児童生徒給食費援助事業	0	84,275	△84,275
11	学校給食費支援事業	100,969	0	100,969
12	小学校給食室設備整備事業	38,013	36,761	1,252
13	小学校給食食器更新事業	6,064	2,772	3,292
14	小学校給食管理運営事業	34,455	34,416	39
15	小学校給食室衛生管理推進事業	28,338	26,377	1,961

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	調理場備品等整備事業	52,804	78,176	△25,372
2	中学校給食調理業務委託事業	228,866	275,200	△46,334
3	中学校給食献立作成事業	138	138	0
4	中学校給食共同調理場管理運営事業	60,759	61,496	△737

議案第 5 号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 2 月 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例（昭和 5 4 年上尾市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 団体利用の場合の利用料金

（単位：円）

利用区分／利用単位			利用料金の額				
			午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
アリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	一般・学生	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600
		児童・生徒	3,200	3,200	3,200	3,200	12,800
	その他の場合	平日	9,200	9,200	9,200	9,200	36,800
		土曜日・日曜日・休日	13,800	13,800	13,800	13,800	55,200
卓球室	一般・学生	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000	
	児童・生徒	750	750	750	750	3,000	
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	1,400	1,400	1,400	1,400	5,600	
	児童・生徒	700	700	700	700	2,800	
柔道場	一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400	
	児童・生徒	800	800	800	800	3,200	
剣道場	一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400	
	児童・生徒	800	800	800	800	3,200	
弓道場	一般・学生	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	
	児童・生徒	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000	
会議室兼スタジオ			600	600	600	600	2,400

庭球場（1面につき）	一般・学生	1時間につき600
	児童・生徒	1時間につき300
附属設備		市長が別に定める額

別表2の表弓道場の項及び庭球場（1面につき）の項を次のように改める。

弓道場	一般・学生	250	250	250	250
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場（1面につき）	一般・学生	1時間につき600			
	児童・生徒	1時間につき300			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日以後の上尾市民体育館の施設等（新条例第2条第1号に規定する施設等をいう。以下同じ。）の利用に係る利用料金の額について適用し、同日前の上尾市民体育館の施設等の利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

提案理由

指定管理者の指定の期間が令和5年4月1日から新たに開始することに伴い、上尾市民体育館の維持管理に要する費用を算出し、受益者負担割合を勘案した上で、施設の利用に係る利用料金の額を改めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 6 号

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の
申出について

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例を次のように定めること
について、市長に意見を申し出る。

令和 4 年 2 月 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例

上尾市平塚サッカー場条例（平成 1 7 年上尾市条例第 5 0 号）の一部を次
のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第 1 1 条に規定する指定管理者
をいう。次条、第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 6 条並びに第 7 条において同
じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
の承認を得て休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、事情により、教育委員会の承認を得てこれを更
改することができる。

第 4 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条（見出しを含む。）中「教育委員会」
を「指定管理者」に改める。

第 7 条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中
「市は」を「市又は指定管理者は」に改める。

第 8 条から第 1 0 条までを削る。

第 1 1 条中「第 7 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とす
る。

第 1 2 条を第 9 条とし、第 1 3 条を第 1 0 条とする。

第 1 4 条を第 1 7 条とし、第 1 0 条の次に次の 6 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 1 条 平塚サッカー場の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員

会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う管理の業務は、平塚サッカー場の利用に関する業務、平塚サッカー場の設備及び物品の維持管理に関する業務その他の平塚サッカー場の管理の業務とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、平塚サッカー場の管理の業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に平塚サッカー場の運営を行うこと。
- (2) 平塚サッカー場の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（利用料金）

第14条 利用権利者は、第4条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第16条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 平塚サッカー場の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、平塚サッカー場を利用することができないとき。

別表中「（第8条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第3号及び第4号中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の上尾市平塚サッカー場条例の規定により上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者（この条例による改正後の上尾市平塚サッカー場条例（以下「新条例」という。）第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市平塚サッカー場の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとする事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第7号

上尾市不登校対策推進委員会条例の制定に係る意見の申出について
上尾市不登校対策推進委員会条例を次のように定めることについて、市長
に意見を申し出る。

令和4年2月8日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市不登校対策推進委員会条例

(設置)

第1条 不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、
上尾市不登校対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「不登校児童生徒」とは、学校における集団の生
活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難であるとして、
相当の期間学校を欠席する児童又は生徒をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮
問に応じ、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 上尾市不登校対策基本方針（本市における不登校児童生徒に対する対
策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針をいう。）の策定
及び進捗管理に関すること。
- (2) 児童及び生徒の不登校の状況及び課題に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に対する相談、指導及び支援体制の整備に関すること。
- (4) 学校と家庭、関係機関等との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不登校児童生徒に対する対策に関し教育
委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上尾市立小学校及び中学校の校長を代表する者
- (3) 不登校児童生徒に対する対策に携わっている担当教諭を代表する者

- (4) 相談員として不登校児童生徒又はその保護者から相談を受けた経験のある者
- (5) 上尾市立小学校及び中学校の保護者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 9 号を次のように改める。

(19) 不登校対策推進委員会委員

別表第 1 の 1 9 の項を次のように改める。

1 9	不登校対策推進委員会	
	委員長	日額 1 1 , 0 0 0 円
	委員	日額 1 0 , 0 0 0 円

提案理由

不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、教育委員会の附属機関として上尾市不登校対策推進委員会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 8 号

教育委員会委員の辞職の同意について

下記の委員から、令和 4 年 1 月 3 1 日付けで退職願が出されたので、辞職について同意を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

- 1 氏 名 中野 住衣
- 2 辞職年月日 令和 4 年 3 月 3 1 日

提案理由

令和 4 年 1 月 3 1 日付けで教育委員会委員中野住衣氏より辞職の申し出がなされたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 0 条の規定により、この案を提出する。